

『臨時福祉給付金』 についてのお知らせ

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことにより、所得の低い方々への負担を軽減するため、臨時的に給付金を支給します。

この給付金の支給を受けるためには申請が必要となりますが、申請受付は7月中の開始に向け準備中ですので、決まり次第お知らせします。

①対 象 平成26年1月1日現在根室市に住所を有する方で、平成26年度市民税均等割が非課税の方。

※市民税が課税されている方の扶養となっている方および生活保護受給者は支給対象となりません。

※1月2日以降に根室市に転入された方は、以前にお住いの市町村で手続きしてください。

※1月2日以降に生まれたお子さん、支給決定までに亡くなられた方は支給対象となりません。

②支 給 額 給付対象者1人につき 1万円

※給付対象者のうち老齢基礎年金受給者、児童扶養手当受給者等に該当する方は、5千円が加算されます。

③問 合 先 市社会福祉課社会福祉担当 TEL (23) 6111番 内2176

『子育て世帯臨時特例給付金』 についてのお知らせ

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことにより、子育て世帯への影響を緩和するとともに消費の下支えを図るため、臨時的に給付金を支給します。

この給付金の支給を受けるためには申請が必要となりますが、申請受付は7月中の開始に向け準備中ですので、決まり次第お知らせします。

①対 象 平成26年1月1日現在根室市に住所を有し、平成26年1月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

※1月2日以降に根室市に転入された方は、以前にお住いの市町村で手続きしてください。

※臨時福祉給付金の支給対象となる場合は支給となりません。

※生活保護受給者は支給対象となりません。

※1月2日以降に生まれたお子さん、支給決定までに亡くなられたお子さんは給付対象となりません。

②支 給 額 対象児童1人につき 1万円

③問 合 先 市社会福祉課子育て支援担当

TEL (23) 6111番 内2180

